

郡山敬愛幼稚園保護者の皆様

地震発生及び気象の警報が発令された場合の 緊急措置について

地震発生や台風シーズンに備え配布させていただきます。

地震発生時による警報発令時の対応について、下記のように規定しております。

各家庭でよく見える位置に掲示して頂くか、確実に保存して下さるようお願い致します。

【地震発生時の措置】（この規定は茨木市教育委員会によるものです）

大地震（震度5弱以上）が発生	
開園前の場合	臨時休園
保育中の場合	保育中止：速やかにお迎えに来て下さい。バスの送迎はありません。 翌日 臨時休園
保育終了後の場合	延長保育登録の園児さんは、サポートセンターへ直接お迎えに来て下さい。 翌日 臨時休園
震度5弱未満の地震が発生の場合	
施設の被害状況、通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうかが判断しますので、臨時休園の連絡がない限り登園とします。	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況により異なりますので園からの連絡によります。

【警報発令時の措置】

大阪府北部、茨木市に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置とらせていただきますので 宜しくお願い致します。

1	午前7時00分の時点で警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時00分の時点で警報継続の場合	臨時休園
3	午前9時00分の時点で警報解除の場合	園から登園の指示があるまで、自宅待機
4	登園後に警報が発令された場合	速やかにお迎えに来て下さい (バスの送迎はありません)
<p>※ 延長保育登録の園児さんは、正午までに解除された場合は 各自昼食を済ませて12時30分より登園、正午に警報が継続の場合は 臨時休園となります。</p>		

※ なお「大雨」「大雨・洪水」の警報発令時は、通常どおり登園となります。

※ 状況による緊急のお知らせは、その都度メール配信させていただきます。

※ 気象情報によるもの以外にも、休園等の緊急措置をとる事もございます。